

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算

支出科目 款：農業費 項：農業振興費 目：主要作物対策費

事業名 岐阜県米麦改良協会補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 米麦大豆係 電話番号：058-272-1111(内2863)

E-mail：c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,842 千円 (前年度予算額： 4,823 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,823	0	0	0	0	0	0	0	4,823
要求額	4,842	0	0	0	0	0	0	0	4,842
決定額	4,842	0	0	0	0	0	0	0	4,842

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・「主要農作物種子法(H30年4月廃止)」等に基づき、県は県米麦改良協会を設置し、同協会が種子の需給調整を担うことで、安定供給を実施してきた。
- ・その後、米・麦・大豆の優良種子の生産及び普及促進を目的に「岐阜県主要農作物種子条例(H31年4月制定)」を制定し、それまでの体制を活かしながら、引続き優良な種子の生産及び安定供給を継続を行う必要がある。

(2) 事業内容

- (一社) 岐阜県米麦改良協会事務局長人件費の助成
- ・協会が行う主要農作物(米・麦・大豆)種子の安定供給に資する種子の需給調整活動に要する経費を助成する。

(3) 県負担・補助率の考え方

種子条例においては、安定供給に資するために種子の生産及び普及の計画的な推進に必要な体制を整備することが県の責務として条文に明記されており、同協会に、引き続き種子の需給調整を担ってもらうことにより、安定供給体制を継続することとしている。このため、県補助は妥当である。

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算 内訳

(千円)

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	4,842	(一社) 岐阜県米麦改良協会補助金
合計	4,842	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「ぎふ農業・農村基本計画」

(2) 安心して身近な「ぎふの米」づくり

⑥ リスクに対応できる生産・供給体制の構築

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	岐阜県米麦改良協会補助金
補助事業者(団体)	(一社)岐阜県米麦改良協会 (理由)岐阜県主要農作物種子の需給調整業務を行っているのは協会のみ。
補助事業の概要	(目的)主要農作物(米麦大豆)種子の需給調整及び良質な種子生産を行う。 (内容)事務局長人件費
補助率・補助単価等	定額・定率・その他(人件費相当額) (内容) (理由)協会の事務を行う実質的な責任者であるため
補助効果	
終期の設定	終期 なし (理由)農業者が主要農作物を安定生産に取組めるよう種子の安定供給を継続する必要があるため

(事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか 一般社団法人岐阜県米麦改良協会の活動を支援することで、主要農作物種子の生産、流通対策および普及啓発活動等を円滑に実施する。</p>
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H20)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R7)	達成率
①生産に必要となる優良種子の確保	100%	100%	100%	100%	100%	100%

補助金交付実績 (単位:千円)	H30年度 4,295	R元年度 4,604	R2年度 4,609
--------------------	----------------	---------------	---------------

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	ほ場審査・生産物審査の厳格化による混種防止対策の徹底 種子審査員研修会 (R2. 4. 6、7. 27) 種子の計画的生産と需給調整 種子生産体制強化対策協議会 (R2. 7. 10、9. 29、12. 9、R3. 1. 18) 種子生産者の良質種子生産への意識啓発 各採種組合を対象にした種子生産に関する研修会 水稻種子もみ検査目揃え会 (11月に2回実施)
	指標① 目標： <u>100%</u> 実績：100% 達成率：100%
令和3年度	令和5年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 2	岐阜県主要農作物種子条例に基づき、県が責任を持って主要農作物の種子を安定供給する必要があることから、補助事業者が行う活動に県が関与することは妥当である。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)	
(評価) 2	補助事業者の活動により、主要農作物の種子生産は安定的なものとなっている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価)	事務局長人件費への補助であり、効率向上の余地はない。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 主要農作物種子の安定生産のために必要であり、継続して実施する。
